

神吉町内会共同墓地管理委員会規則

(目的及び設置)

第1条 神吉町内会共同墓地の円滑な管理運営を図るため、神吉町内会共同墓地管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、加古川市東神吉町 神吉町内会公会堂に事務局を置く。

(事業)

第3条 委員会は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 墓地の改葬並びにこれに伴う一切の事業。
- (2) 墓地使用管理規定に基づく、墓地永代使用权の分譲、並びに墓地管理保守のための一切の事業。

(組織)

第4条 運営委員並びに町内会役員で構成する。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名
常任委員	5名
顧問	2名
監査	2名

(委員の任期)

第6条 委員会の任務は、二年として再任を妨げない。

(役員の職務)

第7条 会長は、この会を代表し会務を統轄する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
会計は、この会の会計業務を掌る。
監査は、この会の会計監査の任にあたる。
顧問はこの会の助言をする。

(会計)

第8条 この会の経費は、下記の収入をもって支弁する。

- (1) 墓地永代使用权費
- (2) 管理費
- (3) 寄附金

(4) その他

(会議)

- 第9条 会議は、会長が招集する。
委員会は、委員の2分の1の出席が無ければ開くことができない。

(付則)

- 第10条 この規則は、委員の3分の2の賛成により改正することが出来る。
この規則は、平成22年9月1日より施行する。